

SHIMA-KEN-BULLETIN

# 島建会報

発行：(社)島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17-101号 TEL 0852(21)9004 FAX 0852(31)2166

編集・制作：建設興業タイムス社

- ② 建協中国ブロック会議 開催  
発・受注者の片務性改善へ

---

- ④ 最低制限・低入設定見直しへ  
県と意見交換会

---

- ⑤ 優良企業の存続と着実な基盤整備を  
建産連が県と意見交換

---

- ⑥ 若者の立場から意見交換  
雇用改善推進の集い

---

- ⑦ 佐藤のぶあき議員が建設産業界と懇談  
狭まる採用枠  
建設産業の人材確保で意見交換

---

- ⑧ 支援施策や雇用対策を要望  
浜田支部が土木部と意見交換  
技士会浜田の新支部長に原氏

---

- ⑨ 活動だより  
松江青年部会 - 馬橋川で伐木奉仕  
隠岐支部 - 大相撲チケットを知的障害施設に寄贈  
大田支部、邑智青年部会 - 邑智郡内各所で道路美化活動  
邑智支部 - 美しい川を維持美化活動  
浜田青年部会 - 浜田川沿いを清掃  
建災防松江 - 心肺蘇生法を体験



2008 秋

# 建協中国ブロック会議 開催

## 発・受注者の片務性改善へ

### 3者会議など 複合システム稼働

建設業協会中国ブロック協議会（会長・伏見 暁広島県建設工業協会会長）は10月21日、広島市内で建設行政との意見交換会を開催。来年度公共事業予算の確保や地方建設業者の適正な利潤確保、低入札価格調査基準価格の引き上げなど、各県建協が提出した議題について国土交通省や中国各県が見解・方針を示した。この中で、ワンデーレスポンスや3者会議、設計変更審査会など個々の施策を合わせたシステムとして稼働させ、発注者と受注者の片務性、生産システムの改善に取り組む方針を説明するとともに、低入札価格調査基準価格については、企業の利益を確保するためのものではなく、適正な品質確保ができるか確認するための基準との見解を示した。

この日、国交省から小澤敬市建設流通政策審議官、前川秀和大臣官房技術調査課長、藤田武彦中国地方整備局長ほか、中国5県の建設部局幹部、建設業協会からは浅沼健一全建会長、中国各県建協の正副会長ら約80人が出席した。

伏見会長が、「公共事業費の削減はすでに限界に達し、地域の建設業は活力を失っている。計画的な社会資本整備と適正

な価格競争の状況下で、本来の建設業の役割を果たしていきたい」とあいさつ。小澤審議官は、第2次経済対策による内需振興や、地域建設業経営強化融資制度、地方自治体に対する総合評価やダンピング対策等緊急要請など、発注者全体として取り組むべき姿勢を示し、「地域にとって必要とされる優秀な企業が残れるような条件整備に努めたい」と述べた。前川課長も発注者責任の重要性を指摘し、国交省が率先して改革を進めることの必要性を示した。

また、浅沼会長は、会員企業の倒産件数が昨年434件（全産業の40%弱）にも上り、地方経済に甚大な影響を及ぼしていると報告。「国民の安心安全を守り、日本の国際競争力と環境の維持回復を図るにはどういった社会資本整備が必要なのか真剣に議論する状況下にある」と危機感を訴え、第2次経対補正では公共事業の拡充を要請した。



地元企業への優先発注や適正な利潤確保など議題に意見が交わされた全建中国ブロック会議＝広島市内

課題の中で、地元企業への優先発注について国交省は、「前年度の土木Cランク工事は全国平均で発注額ベースの約9割を地元企業が受注している」と実績を提示し、今後も、災害応急支援等地域貢献への適切な評価に努める方針を示した。これに付随して、島根県の神長耕二土木部長は「厳しい財政状況下だが、直轄事業については県の重要施策と位置付け、負担金に対してもシーリングを設けていない」と強調し、Cランク工事に限らず可能な限り県内企業への発注を要請した。

地方中小建設業者の利潤確保として業界は、①適切な総合評価の運用②発注時の事前チェックと条件明示③設計変更時の責任や費用の明確化④電子化とペーパーの2重提出の廃止一を要望。国交省は、「これらは発注者と受注者の片務性、生産システムの改善の問題といえる。ワンデーレスポンスを来年度からすべての直轄工事で実施するなど、3者会議や設計変更審査会などとも合わせ大きなシステムとして稼働させ、生産システムの損失を減らせるような新しい現場関係の構築を考えている」と説明した。

## 低入調査価格は 品質確保の基準

低入札価格調査基準価格の引き上げについては、「企業の利益を確保するものではなく、品質確保のために適正な履行ができるかどうかというための基準の価格で、引き上げ過ぎると競争性を阻害するというデメリットが発生しかねない。技術力に根差した価格競争を排除してはいけない」と、今年4月の5%アップを上回る引き上げは現時点では難しいとの見解を示し、施工体制確認型との併合による運用を提唱した。

このほか、道路事業予算の一般財源化に関する閣議決定について国交省は、「最新の需要推計額を基礎に新たな中期（5カ年）計画を策定することになるが、必要と判断される道路については着実に整備しなければならない」と説明。その上で、道路整備を切望する地域の期待に添えていくため、建設業界に対しても受注者というよりも地域を熟知したユーザーとしての応援を要請した。

# 1 建設興業タイムス 発刊50周年キャンペーン

# 1ヵ月 無料試読できます

★試読を申し込みされた方の1ヵ月の購読料4950円が**無料**に！

★お申し込みは、  
電話/FAX/ホームページから！

建設興業タイムス

# 最低制限・低入設定見直しへ

## 県と意見交換会



全10支部長が初めて一堂に会した県との意見交換会＝松江市内

県土木部・総務部営繕課と、建設業協会との意見交換会が8月28日、松江市内で開かれ、最低制限価格や低入札調査基準価格の見直し、総合評価方式の拡大など、建設行政をめぐる課題について意見交換した。

県からは土木部の神長耕二部長や鳥屋均次長、総務部の宮内和正営繕課長ら幹部7人が出席。協会側からは渡部義三会長のほか、副会長5人をはじめ、全10支部長が顔をそろえた。

渡部会長は「ダンピングやくじ引き落札が増加し、倒産・廃業が著しく増加するとともに、会員の大幅減少や鹿足支部の解散などの問題が生じている。業界の再編・淘汰は不可避だとしても、技術力や施工能力に優れ、地域に貢献する企業が生き残れる環境作りに配慮していただきたい」とあいさつした。

意見交換では、ダンピングやくじ引き落札の増加など、受注競争の激化を受け、協会側が最低制限価格や低入札調査基準価格の設定方法の見直しを要望。県は現在、両価格ともに予定価格のおおむね8割を目安に設定しているが、「他県の実態などを調査し、見直しに向けた検討に着手している」と回答。具体的には、国交省や中央公契連モデルなどに準じて、直接工事費の95%、現場管理費の60%など、費目ごとに

積み上げる方式への変更を検討している。

また、総合評価方式について本年度は、07年度比約3倍増となる130件程度に取り組み予定だが、8月以降に告示する▷1億円以上の全工事▷原則4000万円以上の橋梁・擁壁等の重要構造物の工事および法面・舗装等の特殊工事については、総合評価で発注する方針を提示。建設業協会等が行う技術力向上や社会貢献的活動をはじめ、優良な地元企業を適正に評価する仕組みを今後も検討していく考えを示した。

## ワンデーレスポンス試行

また、受注者からの質問や指示依頼に即日対応する「ワンデーレスポンス」については、国交省が来年度から全直轄土木工事に適用するとしているが、県も本年度下期からの試行に向け、各事務所1件程度のモデル工事を実施する。

このほか、くじ引き落札の原因にもなっているとして、協会側が中止を求めた予定価格の事前公表については、積算基準や単価等をオープンにしているなどの理由から、県は「当面の間継続する」と回答した。

# 優良企業の存続と 着実な基盤整備を

## 建産連が県と意見交換

建設産業団体連合会（建産連、都間隆会長）と県土木部および総務部営繕課との意見交換会が9月9日、松江市内で開かれ、建設関連産業界の当面の課題について意見を交わした。

神長耕二土木部長は、本年度の土木部関係の公共事業費を前年度並みの788億円確保したこと、総合評価方式の拡大や最低制限価格および低入札調査基準価格の見直しなどダンピング防止に取り組んでいることなど説明し、「優良な建設企業が生き残っていけるような環境づくりに努めるとともに、財政健全化の下、身の丈にあった社会資本整備を着実に進めなければならない」とあいさつ。各団体に対して、地域にとって建設企業の存在がいかに大切か、県民に見える形で社会貢献活動に取り組んでほしいと要請した。

議題では、公益法人改革による建設産業団体の方向性▷生コンクリートやアスファルト混合

物の設計単価の改訂▷建築技術者の継続能力開発制度（CPD）の実績評価▷測量調査業務における県内業者の優先指名一など要望した。

この中で県は、公益法人への認定については、県の公益認定等委員会でガイドラインの基準によって審査されることになるが、「建設業関係各団体は地域の雇用を守り、災害時の緊急対応や社会貢献活動に取り組むなど公益性の高い団体と認識している」との見解を示した。

また、生コンやアスファルト合材、コンクリート2次製品等の設計単価については、「実勢価格に変動が生じれば設計単価にも反映するが、現状では低入札対策を強化し、下請けに対するしわ寄せ防止に努めている」と説明。測量調査業務の県内優先指名についても「県内優先のスタンスは変わらないが、発注ロットも考慮し準県内業者との混合による場合もある」と理解を求めた。

建産連には14団体（1600社）が加盟。都間会長は、地域の安全や雇用を支えてきた建設産業が崩壊の危機に直面していることを訴え、県民のためにも県の基幹産業として存続できるよう強く要請した。

建設関連産業界が抱える諸問題について県と団体が意見を交わした＝松江市内



## 若者の立場から 意見交換

### 雇用改善推進の集い

県建設雇用改善推進の集い（県建設業協会、雇用・能力開発機構島根センター主催）が11月19日、松江市内で開かれ、関係者約80人が参加した。

「建設業での働きがい」をテーマにしたパネルディスカッションには、パネラーに若者メッセージの全国表彰歴のある香川哲士さん（島根電工）、山崎和美さん（まるなか建設）、寺本敬さん（真幸土木）。コメンテーターに商道塾主宰の中村隆俊氏、フジキコーポレーション会長の藤原茂紀氏を迎えて意見交換した。

香川さんは「お客さまの立場で常に考え、感動と安心を提供できるよう心掛けている」と発表。山崎さんは「最初の窓口となる受付で、明るく元気にお客さまをお迎えしたい」、寺本さんは「自分の現場で決して事故を起こさない。みんなが毎日、笑顔で帰られる現場にしたい」

などと、それぞれの思いを語った。

また、コメンテーターの藤原氏は「建設業をはじめ、仕事をする上で大切なコミュニケーション能力とは、話す力ではなく、質問や聞く力だ」とし、「働くこととは、自分の欠点を少しずつ修正していくこと」だとアドバイスした。

このほか、商道塾主宰の中村隆俊氏が「三方よしの商道に学ぶ一建設業における商いの心」と題して講演。松下電器産業の人材育成に長年携わった経験を踏まえ、「こういう厳しい時代だからこそ、プラス発想で取り組もう」などと、建設業の方向性について力説した。



若者の立場から建設業での働きがい語るパネラーら＝松江市内

## 島根県最低賃金改正のお知らせ

島根県内の事業場に使用されるすべての労働者に適用される島根県最低賃金が次のとおり改正されました。

この金額は、平成20年10月19日以降の賃金から適用されます。

**時間額 629円**

なお、最低賃金には、①臨時に支払われる賃金 ②1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する賃金 ④精皆勤手当 ⑤通勤手当 ⑥家族手当は含みませんので注意してください。

最低賃金については  
島根労働局労働基準部賃金室（TEL 0852-31-1158）  
または、松江・出雲・浜田・益田の各労働基準監督署にお問い合わせください。

## 佐藤のぶあき議員 建設産業界と懇談 地方建設業再生へ尽力

昨夏の参院選で初当選を果たした佐藤のぶあき氏（元国土交通事務次官）が9月4日、国政報告を兼ね1年ぶりに島根入り。出雲、大田、松江の3会場を廻り、建設業協会の代表らと地元建設産業界が抱える諸問題について意見を交わした。

佐藤議員は、自身の政治姿勢として①入札制度改革②地域建設業の育成③受発注者の対等な関係④不当廉売の防止一について話し、業界からの意見・要望を聞き、国政の動きや自らの考えを説明した。

入札制度改革では、全国的に低価格入札が横行している実態を憂慮。「予定価格（標準価格）



建設業界の代表の前に、国政報告を兼ねあいさつをする佐藤議員＝建設業会館

の100%で落札しても利益がでるでないのは半々。80%では本社経費などで回るわけがない。安ければ良いという考えでやっていたのでは建設産業は崩壊してしまう」と危機感をあらわにし、最低制限価格の引上げと落札率95%程度の確保を主張した。

山陰自動車道や尾道松江自動車道の高速道整備について佐藤議員は、「（道路財源が）一般化されても地方にとって必要な道路はつくるといふスタンスに変わりはなく、採算性が低いから無駄という図式は当てはまらない。特定財源がだめなら建設国債を発行してでも整備する」と

力説し、出席者から期待の声が上がった。

これに関連して業界からは、「高速道路のような国直轄事業には県の負担金も入っている。工事の発注に際しては県内業者に配慮した条件設定を」と要望。佐藤議員も「発注者の考え方式次第で参加要件に工夫できるのが総合評価方式だ。地元企業でやれる仕事は、指名制度に限りなく近い範囲設定をすれば良い」との見解を示した。

また業界は、「予定価格の事前公表が始まってから、くじ引きによる落札決定が多い。公共工事入札の本来の姿ではない」と訴え。佐藤議員は強制はできないとしながらも、今後も全国知事会などを通じて事前公表の是正を求めていく考えを示した。

このほか、改正建築基準法や住宅瑕疵担保履行法の施行に関して、地方の実情に合わせた制定・改正を望む声が上がったほか、少子高齢化や限界集落の問題にも話が及び、業界からの切実な訴えを聞いた佐藤議員は、建設産業界の代表として、特に地方の建設業の再生に向け努力を惜しまないことを約束した。

## 狭まる採用枠 建設産業の人材確保で意見交換

建設産業人材確保・育成推進協議会の中国ブロック会議が10月28日、松江市内で開かれ、国土交通省はじめ労働行政、中国5県の建設業協会担当者ら20人が出席。建設労働情勢や各県建協の人材確保に対する取り組みなどについて意見を交わした。

国土交通省総合政策局の八木俊樹建設市場整備課長補佐が、今年4月現在の建設産業の就業者数は528万人で建設投資の減少とあいまって、97年度の685万人（年平均）をピークに減少の一途をたどっている。また、入職率と離職率を比較した入職超過率も近年はマイナス傾向にある一など建設労働をめぐる最近の情勢を説明。

各県建設業協会は、土木や建築、環境を専攻

する高校生を対象とした現場見学や現場実習のほか、建設産業の仕事の内容や魅力をアピールしたガイドブックを配布するなどPRし、新卒者の獲得に努力しているが、「地方では公共事業費の削減の影響で新規の採用がとてできない状況にある」と訴えた。これらの状況を踏まえ、本業以外の分野での人材確保を求める意見もあった。



建設産業への人材確保をテーマに行政、業界が意見交換＝松江市内



建設産業対策などをテーマに活発に意見交換する建協浜田支部と県土木部担当者ら＝浜田建設会館

化しており下位ランクの受注機会が少ない」など課題を指摘。業界を取り巻く環境が経営状況を圧迫しており、工事受注機会や雇用問題など県の早急な対応を求める意見や要望が相次いだ。

今後の展望についても「入札契約制度の度重なる改正により対応がつかない」「異業種参入の成功事例を紹介してほしい」「こういう機会をもっと増やしてほしい」など、業界と行政が今後の建設産業について話し合う場が必要と訴えた。

植田建設産業対策室長は「このような機会を数多く設けて業界の現状認識に努め、今後の施策検討の参考としていきたい」と話していた。

## 支援施策や 雇用対策を要望

### 浜田支部が土木部と意見交換

建協浜田支部（中垣健支部長）は8月6日、浜田建設会館で県土木部との意見交換会を開き、入札制度改革や建設産業対策をテーマに意見を交わした。

この日、中垣支部長はじめ支部役員と、植田信雄建設産業対策室長、佐野卓司浜田県土整備事務所長ら計16人が出席。土木部が入札制度改革の経緯や新分野進出支援制度など建設産業の支援施策や県内建設業の現状について説明した後、建設業界が抱える諸問題について意見交換。業界側は県に対する要望や厳しい経営状況など訴えた。

この中で、建設業界の現状について「業界の衰退は雇用の受け皿を収縮し地方経済の崩壊につながる」「異業種参入の1つとして挙げられる指定管理者制度の契約年数の短期化は、雇用やサービスの維持に支障をきたす」「工事が大型

## 新支部長に原氏 技士会浜田

土木施工管理技士会浜田支部は10月9日、浜田建設会館で総会を開き、会員296人（委任状含む）が出席。任期満了に伴う役員改選で、支部長に原諭氏（原工務所）を選任。本年度事業計画および予算案など承認した。

そのほかの役員は次の皆さん。

- ▷副支部長 中垣健（中垣組・新）阿郷一日（阿郷建設・新）
- ▷理事 佐々木文和（今井産業・再）出葉真二（半田組・再）三宅龍（川村工務所・再）田城和久（第一建設工業・再）大谷数義（勝田土地開発・新）
- ▷監事 今井久晴（今井産業・再）井上信治（井上組・再）



# 活動だより



## 松江青年部会

### 馬橋川で伐木奉仕

松江県土整備事務所と建協松江支部青年部会は7月30日、ふるさとまるごとクリーンアップ作戦の一環で松江合庁付近を流れる馬橋川の伐木作業を合同で実施し、職員約20人と部会員約30人が参加した。

作業区間は、松江道路側道下から上流約500mで、河川内には高さが10mに近い立木等が茂っ



ており、1日かかりで約30本を伐木。このうち、太い幹などは、ストーブの燃料として市民団体に無償提供し、処分費を節約するなどの工夫も試みた。

河川内の立木は、洪水被害の原因となる恐れがあり、県単河川修繕工事などで対応しているが、限られた予算内では、すべてに対応しきれない現状にある。そこで、県は馬橋川の伐木について、同青年部会に合同作業を提案。松江県土の岡幸美工務部長は「工事発注による伐木に比べ、100万円程度の節約になったのでは一。今後も業界の協力や県民参加などを得て、ボランティア作業を行っていきたい」としている。

また、同青年部会の木村直樹部会長（豊洋社長）は「今回は県との合同作業だったが、他の公共機関との連携のほか、部会単独での清掃・奉仕作業等も実施している。今後もこれらの活動に積極的に取り組み、地域のお役に立てれば」と話していた。

## 隠岐支部

### 大相撲チケットを 知的障害施設に寄贈

建協隠岐支部（渡辺栄三支部長）は、10月23日に隠岐の島町で開催された大相撲巡業「大相撲隠岐の島町場所」のチケット12枚（総額12万円相当）を同町内にある知的障害者授産施設「みんなの作業所」（社会福祉法人・博愛、吉田雅紀理事長）に寄贈した。

地域貢献事業の一環で、同支部は、この巡業の実行委員の一員でもあり、土俵作りなどにボ

ランティアで参加している。

渡辺支部長は「隠岐に大相撲の巡業がくるのは30年ぶりのこと。施設の皆さんにとって良い思い出になれば幸い」と話し、吉田理事長も「なかなか見に行く機会のないことなので、大変ありがたい」とうれしそうに受け取っていた。



大相撲巡業のチケットを受け取る吉田雅紀理事長（右）と佐藤哲治事務局長（左）と隠岐の島町西町

## 大田支部、邑智青年部会

### 邑智郡内各所で道路を美化

県央県土整備事務所は8月7日、関係者約350人が参加し、邑智郡内の国・県道計95.6kmを清掃した。

この日、建協邑智青年部会からも約20人が参加。○川本大家線川本大橋一大邑農道まで約3.8kmにわたり作業。川本町内では、可燃ゴミや缶・瓶類合わせて110kg。美郷・邑南両町内でも2tダンプ計3台分を収集した。



また、大田管内でも6日に清掃活動。大田事業所職員や建協大田支部会員約50人が参加し、主仁摩邑南線など計6kmをきれいにした。

## 邑智支部

### 美しい川を維持 美化活動

建協邑智支部は、地域の美しい川を維持しようと県の「河川愛護団体制度」に登録。邑智郡内の主要河川周辺の清掃、草刈りなどボランティア活動を実施した。

活動には、6月末～8月末の2カ月間で延べ108人の協会員が参加。濁川～木谷川周辺（川本町）▷尻無川河口、高梨川（美郷町）▷出羽川軍原キャンプ場周辺、ハンザケ自然館前、断



魚溪レストハウス周辺（邑南町）～など郡内旧6町村の河川周辺で可燃ゴミや空き缶拾い、除草作業や倒木、立木伐採撤去などの作業に汗を流した。

## 浜田青年部会

### 浜田川沿いを清掃

浜田県土整備事務所は10月1日、浜田市や建協浜田青年部会と合同で浜田市殿町の浜田川沿いの清掃を行い、約60人が参加した。

浜田市役所裏の浜田川沿い（新橋～JR鉄道橋）約800m間の右岸側を中心に一斉清掃。約1時間半かけて護岸の草刈りや不燃・可燃ごみ拾いに汗を流した。収集したごみの量はビ

ニール袋約180袋（可燃・不燃3袋）に及び、ほとんどが雑草や木くずだった。

安達一夫管理第2グループ課長は「今年度で3回目の清掃活動で、今回、初めて市や建協青



年部と合同で実施することで浜田川をきれいにすることができた。また、今月中旬には第2回のハートフルロード清掃活動を予定しており、

来年度以降も奉仕活動を継続していきたい」と話していた。

## 建災防松江

### 心肺蘇生法を体験 応急手当学ぶ

建災防松江分会（金津任紀分会長）は11月7日、松江北消防署で救命処置の研修を行い、会員企業の技術者ら30人が参加した。

救急隊員から、応急手当の重要性と心肺蘇生法（CPR）や自動体外式除細動器（AED）による救命方法の説明を聞いた後、実際に人形を使って体験。心肺蘇生法では、反応の確認から119番通報、気道確保、胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を5サイクル繰り返す一連の処置に、真剣な表情で取り組んでいた。

また、異物をのどにつまらせた場合の除去法、止血法や応急措置によって容態が落ち着いた時の安静な体位の作り方なども学んだ。

参加者らは「実際に遭遇した場合、冷静な処置ができるか不安だが、研修で学んだことを思い出しながら命が助かるよう頑張りたい」と話していた。



## 建協松江と荒田氏を表彰

暴力追放と銃器根絶を目指す県民大会が11月4日、松江市の県民会館で開かれ、暴力団の排除運動や暴力追放支援活動に尽力した団体や個人を表彰。建設業界からは、建設業協会松江支部（金津任紀支部長）と、荒田勉氏（荒田工務店代表取締役、松江市）が受賞した。

主催者を代表して、溝口善兵衛県知事が「県民が安心して暮らせる社会の実現は県政の最重要課題。関係機関と緊密な連携を図り、県民総ぐるみで暴力排除活動に取り組もう」とあいさつ。また、大橋亘県警本部長は、債権取立てや交通事故の示談交渉等民事介入、企業や行政を対象

### 暴力追放県民大会

とした不当要求、建設業や不動産業等フロント企業への進出など多様化する資金獲得の手口を説明。「暴力団を排除するには資金源を断つことが最も効果的な手段」と述べ、県民と警察の連携を促した。

今岡義治暴力追放県民センター理事長が「暴力団追放三不運動および銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除運動を強く実践し、

安全・安心な住みよい島根の実現を目指す」と大会宣言を読み上げ、拍手で採択した。



暴力追放への貢献が認められ表彰された金津任紀支部長（左端）と荒田勉氏（右端）

# 「地域建設業経営強化融資制度」創設のご案内

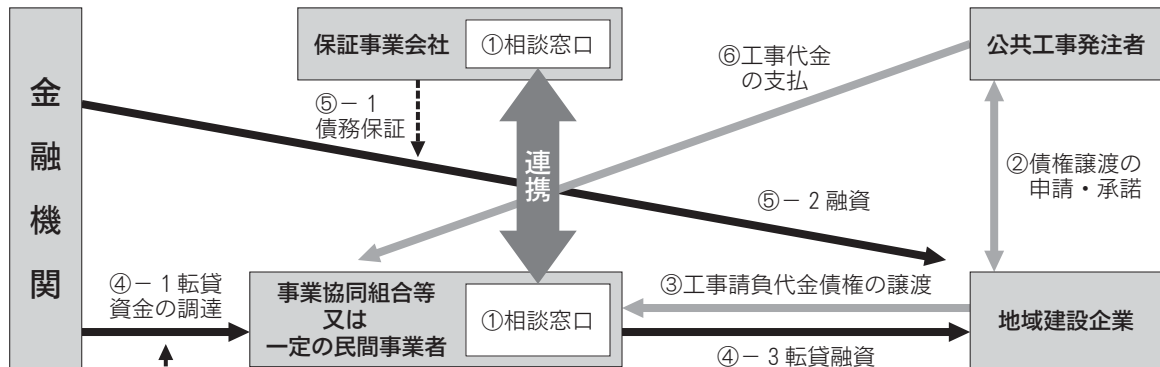
国土交通省では、本年11月4日から当面、平成23年3月末まで、建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進することを目的とする本制度を創設されました。

なお、本県では西日本建設業保証(株)島根支店、(株)建設総合サービスにて取扱いをされることになりましたので、制度ご利用の際、お問い合わせください。

## 制度イメージ図

### 地域建設業経営強化融資制度

建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進。



- ※ 建設企業は事業協同組合等（一定の民間事業者）、保証事業会社のいずれかに相談
- ※ 建設企業は発注者の承諾を得て事業協同組合等（一定の民間事業者）に対する債権譲渡
- ※ 建設業振興基金の債務保証と保証事業会社の債務保証を合わせることで、出来高を超える部分を含め融資

※相談窓口：(株)建設総合サービス、西日本建設業保証(株)島根支店

国土交通省HPより抜粋

## 制度の主な内容

- ☆対象企業 公共工事を受注・施工している中小・中堅企業
- ☆対象工事 国・地方公共団体等が発注する工事（※）で工事出来高2分の1以上に到達したと認められる日以降に利用できます。  
（※）島根県内においては11月4日時点では国が発注する工事のみが対象ですが順次拡大の予定です。
- ☆融資年利 2～5%（別途工事出来高査定費用、事務手数料が必要）
- ☆返済方法 当該公共工事発注者からの工事代金支払による一括返済
- ☆担保 当該公共工事の工事請負代金債権の譲渡
- ☆遅延損害金 1.4%（年利）

## 申込にあたっての主な注意点

- ★審査の結果、希望に添えない場合や融資を受けられない場合があります。
- ★指定された出来高査定機関に工事出来高の査定を受けることが必要です。（実費負担）また、査定できない工事は融資を受けられない場合があります。

この他にも様々なご利用条件やお申込にあたっての注意点がございますので、ご利用に際しましては(株)建設総合サービスホームページ内にありますパンフレットを必ずご確認ください。

<http://www.wingbeat.net/wingbeat/default.asp>

社団法人島根県建設業協会 唯一ご推薦!!  
島根県の電子入札に対応

*AOSign*  
アオサイン

会員様限定キャンペーン 実施中

【キャンペーン期間】平成20年7月1日～平成21年6月30日

【対象者】会員様で、はじめてお申込みいただく企業様

【特典】「キャンペーン価格」を適用 ※詳細はお問い合わせください

1年1枚あたり最安値 8,000円(税込)～



会員様向 最大 **46%** 割引!!

AOSignサービスは ここがちがう

- 発行枚数14万枚突破 業界シェアNo.1! ●ヘルプデスクはフリーダイヤル!
- ICカードのロック解除機能で安心! ●複数枚割引、継続・追加割引などお得な料金設定!
- 充実の返金制度でさらにお得! ●(社)島根県建設業協会を始め、島根県建設産業団体連合会・(社)島根県電気工事業協会・(社)島根県建築技術協会・松江市建設業協会ほか県内8つの団体が推薦!



西日本建設業保証株式会社  
島根支店

〒690-0048  
松江市西嫁島一丁目3番17号  
TEL:0852-25-5252 FAX:0852-26-2302



日本電子認証株式会社

☎0120-714-240 FAX:03-5148-5695

URL: <http://www.ninsho.co.jp/aosign/>

〒104-0045  
東京都中央区築地5-5-12(浜離宮建設プラザ3階)

# 平成20年4月から 建設共済が変わりました!

新規は4月1日契約開始日から  
既契約は4月以降の契約更新日から

1. **被災者補償契約**と**諸費用補償契約**に分離し、  
同額の共済金区分で同時加入
2. 共済金区分は従来の1/2  
(両契約とも最高2,000万円から500万円の4区分)
3. 両契約の合計掛金額は従来と同額
4. 共済金支払い

## (1)被災者補償契約

①被災者が自社雇用労働者の場合、共済団は契約金額の全額を契約者へ支払います。  
契約者は受領した共済金の全額を被災者等へ支払っていただきます。

②被災者が下請雇用労働者の場合、共済団は契約者と被災者等の合意額を契約共済金の  
範囲内で契約者へ支払います。

契約者は受領した共済金の合意額を被災者等へ支払っていただきます。

●被災者等の受領書等支払いを証する書類の提出が必要です。

## (2)諸費用補償契約

契約金額の全額\*を支払います。

\*「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の  
共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は、全額返還  
していただきます。

法定外労災補償制度

# 建設共済

財団法人 **建設業福祉共済団**

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15虎ノ門NSビル

■取扱機関：各都道府県建設業協会

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

### 育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子どもに対して、  
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済  
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの  
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>